

## 県民ふれあい会館アトリウム、デッキプラザ利用料金減免基準

岐阜県県民ふれあい会館条例（平成5年岐阜県条例第20号）第7条第4項の規定による利用料金の減免を次のとおり定める。

### 第1 対象施設

屋内イベント広場（アトリウム）及び屋外イベント広場（デッキ・プラザ）

### 第2 対象内容及び団体

施設利用者が、県民ふれあい会館のコンセプトであるふれあい交流と認める活動に対象施設を利用する場合に利用料金を減免する。

ふれあい交流と認める活動とは、参加費の徴収（材料等実費のみの徴収は除く。）及び営利を目的としない次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 県が主催する行事。
- (2) 県が後援する行事で次のもの。
  - 福祉関係団体の活動行事
  - NPO及びボランティア団体の活動行事
  - 生涯学習としての写真、書道、絵画、華道など文化活動団体の活動行事
  - 伝統芸能、民俗芸能団体の活動行事
- (3) 県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育学校の学校行事。
- (4) 岐阜県県民ふれあい会館指定管理者が主催する事業。
- (5) その他、県が特別に認めた行事。

### 第3 減免の額

対象施設の利用料金の全額を減免する。ただし、附属施設設備等の利用料金は除く。

#### 附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

### 県民ふれあい会館アトリウム、デッキプラザ利用料金減免基準の運用について

（平成14年4月1日）

（平成23年4月1日改正）

1 減免基準第2(5)の「その他、県が特別に認めた行事」とは、概ね次のような行事をいう。

- (1) 広域的に行う市町村の行事。
- (2) 県の外郭団体が行う行事。
- (3) 多くの県民が集い賑わい空間を創出できる行事。

2 利用料金減免申請書等の様式等について

(1) 利用料金減免申請書 県民ふれあい会館条例施行規則第9条第2項に規定する「別記第7号様式」

\* 添付書類 行事实施要項又は案内書  
県の後援を受けた場合は、後援承認書

(2) 利用料金減免承認書 別記第7号様式